

令和5年(ワ)第24056号

国家賠償等請求事件

原告 (閲覧制限)

被告 国外2名

答弁書

令和5年11月24日

東京地方裁判所民事第17部合議1係 御中

〒

電話 [REDACTED] (直通) [REDACTED]

FAX [REDACTED]

被告市訴訟代理人弁護士 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否、反論

- 1 「第一 当事者」について

- (1) 「一 原告ら」

(予防接種を受けた)原告が昭和57年4月9日生まれである事実は認め、その余は不知。

- (2) 「二 被告ら」

ア 「1」

被告国が、被告ファイザーが製造したワクチンについて薬機法の特例承認をした事実は認め、その余は不知。

イ 「2」

被告国が、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律を定めた事実は認め、その余は不知。

ウ 「3」

概略、認める。

2 「第二 事実経過」について

(1) 「一 ファイザー社製ワクチンの接種（令和3年9月23日）」

ア 「1」

接種部位が左腕であることは不知、その余は認める。

予防接種は、予防接種法附則7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施されたものである（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）（乙1、12～13頁）、（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（以下「医療機関向け手引き」という。）（乙2、6頁）。

手引きによると、市町村の主な役割は、①医療機関との委託契約、接種費用の支払、②医療機関以外の接種会場の確保等、③住民への接種勧奨、情報提供、相談受付、④高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築、⑤健康被害救済の申請受付、給付、⑥新型コロナワクチン等の割り当てとされている（乙1、24頁）。

被告市は、予防接種法の規定により法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種について、実施計画を策定した（乙3）。

本件は、従来医療機関でなかった場所を接種会場としたものであり、被告市は、令和3年4月15日、医師会と委託契約を行い、医師会が接種会場

の運営を行った（乙1、30～31頁・乙4）。

イ 「2」

不知。

本件で現場の医師らは、医療機関向け手引き（乙2、48頁～）及び「予診票確認のポイント」（乙5）等に基づき、適切に予診を行い、予防接種後の通常起こりうる副反応やまれに生じる重い副反応などについては、（予防接種を受けた）原告の同意のもと、接種が行われた（乙6）。

ウ 「3」

接種後に（予防接種を受けた）原告が接種会場の救護スペースで臥床した事実は認め、その余は否認ないし不知。

本件で、（予防接種を受けた）原告は、16時10分～50分頃まで、救護スペースで臥床していたが、その前後を通じ、現場の医師らは、専門的知識に基づいて、適切に経過観察や救護活動を行った（乙7）。

ちなみに、（予防接種を受けた）原告のバイタルサインの経過は次のとおりである（乙7）。

・16時10分

血圧 (BP) 110/64

脈拍 (P) 126

酸素飽和度 (SP02) 99%

体温 (KT) 36.5°C

・16時20分

酸素飽和度 (SP02) 98%

脈拍 (P) 84

・16時50分

酸素飽和度 (SP02) 99%

・16時55分

血圧 (BP) 120/82

酸素飽和度 (SP02) 99%

脈拍 (P) 84

なお、医療機関向け手引き（乙2、64頁、100頁）には、接種後の経過観察について、「接種後にアナフィラキシーショックを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要がある。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要がある。経過観察に当たっては、転倒による怪我等を予防するために、背もたれのある椅子に座って待機する等の対策を講じること。接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなる又は失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要がある。」と記載される。

エ 「4」

原告らが現場の職員に救急車を呼んでほしいと要請し、現場の職員が救急車の手配を行った事実は認め、その余は不知。

なお、現場の職員が救急車を要請したのは、17時39分頃である（乙7）。

オ 「5」

不知。

(2) 「二 令和3年9月24日以降の症状」

不知。

(3) 「三 後遺症状」

不知。

(4) 「四 ワクチン接種との因果関係」

知らないし争う。

(5) 「五 小括」

争う。

3 「第三 本件ワクチンについて（概論）」について
知らないし争う。

4 「第四 被告らの共同不法行為」について

(1) 「一 被告らの故意又は過失」

ア 「1 国について」

不知。

イ 「2 ファイザーについて」

不知。

ウ 「3 市について」

⑦ 「(1)」

否認する。

接種当時、予防接種の有効性・安全性等については、国から示されて
いた。

⑧ 「(2)」

否認する。

予防接種について、被告市は、医師会と適切な委託契約を行った（乙
4）。

⑨ 「(3)」

否認する。

現場の医師らは、専門知識を有する者である。

⑩ 「(4)」

否認する。

本件で、現場の医師らは、専門的知識に基づいて、適切に経過観察や

救護活動を行っている(乙7)。

④ 「(5)」

争う。

(2) 「二 共同不法行為の態様」

ア 「1」

争う。

イ 「2」

争う。

ウ 「3」

不知。

エ 「4」

否認ないし争う。

本件では、適切に予診が行われている。

オ 「5」

否認ないし争う。

本件では、適切に経過観察及び救護活動が行われている。

カ 「6」

争う。

キ 「7」

引用される最高裁判例の存在は認めるが、本件事案との関係については

争う。

ク 「8」

争う。

5 「第五 損害」について

事実については不知、法律上の主張は争う。

なお、手引きには、予防接種法に基づく健康被害救済については、国が負担

すると規定される（乙1、101頁～）。

6 「第六 結語」について

争う。

第3 被告市の主張

本件で現場の医師らは、医療機関向け手引き（乙2、48頁～）及び「予診票確認のポイント」（乙5）等に基づき、適切に予診を行い、予防接種後の通常起こりうる副反応やまれに生じる重い副反応などについては、（予防接種を受けた）原告の同意のもと、接種が行われた（乙6）。

また、接種後も、現場の医師らは、専門的知識に基づき、適切に経過観察や救護活動を行っている（乙7）。

以上